

第 88 期 決 算 公 告

平成20年 6月25日

岩手県盛岡市内丸3番1号



株式会社 **東北銀行**
取締役頭取 浅沼 新

貸借対照表 (平成20年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	27,631	預 金	606,938
現 金	16,210	当 座 預 金	8,873
預 け 金	11,420	普 通 預 金	211,110
コ ー ル コ ー ト	24,300	貯 蓄 預 金	10,476
買 入 金 銭 債 権	0	通 知 預 金	1,899
有 価 証 券	125,845	定 期 預 金	345,083
国 債	39,164	定 期 積 金	13,863
地 方 債	2,525	そ の 他 の 預 金	15,632
社 債	51,933	借 用 金	3,530
株 式	8,618	借 入 金	3,530
そ の 他 の 証 券	23,603	社 債	1,200
貸 出 金	447,570	そ の 他 負 債	1,973
割 引 手 形	5,675	未 払 法 人 税 等	333
手 形 貸 付	53,323	未 払 費 用	883
証 書 貸 付	355,722	前 受 収 益	434
当 座 貸 越	32,849	給 付 補 て ん 備 金	11
外 国 為 替	286	そ の 他 の 負 債	310
外 国 他 店 預 け	282	退 職 給 付 引 当 金	2,408
取 立 外 国 為 替	3	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	143
そ の 他 資 産	1,882	睡 眠 預 金 払 出 損 失 引 当 金	9
前 払 費 用	2	偶 発 損 失 引 当 金	25
未 収 収 益	943	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,281
金 融 派 生 商 品	100	支 払 承 諾	8,321
そ の 他 の 資 産	835	負 債 の 部 合 計	625,832
有 形 固 定 資 産	8,645	(純 資 産 の 部)	
建 物	1,753	資 本 金	8,233
土 地	5,903	資 本 剰 余 金	6,162
建 設 仮 勘 定	97	資 本 準 備 金	6,154
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	891	そ の 他 資 本 剰 余 金	8
無 形 固 定 資 産	339	利 益 剰 余 金	8,686
ソ フ ト ウ ェ ア	335	利 益 準 備 金	1,994
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,691
繰 延 税 金 資 産	6,870	別 途 積 立 金	4,862
支 払 承 諾 見 返	8,321	繰 越 利 益 剰 余 金	1,828
貸 倒 引 当 金	4,360	自 己 株 式	53
		株 主 資 本 合 計	23,028
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,196
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,668
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,528
資 産 の 部 合 計	647,332	純 資 産 の 部 合 計	21,499
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	647,332

損益計算書 (平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		15,724
資	金 運 用 収 益	12,698	
	貸 出 金 利 息	11,160	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,201	
	コ ー ル 口 ー ン 利 息	141	
	預 け 金 利 息	189	
	そ の 他 の 受 入 利 息	4	
役	務 取 引 等 収 益	2,085	
	受 入 為 替 手 数 料	734	
	そ の 他 の 役 務 収 益	1,350	
そ	の 他 の 業 務 収 益	262	
	外 国 為 替 売 買 益	27	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	1	
	国 債 等 債 券 売 却 益	232	
	そ の 他 の 業 務 収 益	0	
そ	の 他 経 常 収 益	678	
	株 式 等 売 却 益	570	
	そ の 他 の 経 常 収 益	108	
経	常 費 用		14,100
資	金 調 達 費 用	1,862	
	預 金 利 息	1,742	
	借 入 金 利 息	44	
	社 債 利 息	23	
	そ の 他 の 支 払 利 息	52	
役	務 取 引 等 費 用	1,011	
	支 払 為 替 手 数 料	131	
	そ の 他 の 役 務 費 用	880	
そ	の 他 業 務 費 用	129	
	国 債 等 債 券 売 却 損	56	
	国 債 等 債 券 償 還 損	73	
営	業 経 常 費 用	9,174	
そ	の 他 経 常 費 用	1,921	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	797	
	貸 出 金 償 却 損	699	
	株 式 等 売 却 損	24	
	株 式 等 償 却 損	3	
	そ の 他 の 経 常 費 用	396	
経	常 利 益		1,623
特	別 利 益		190
	償 却 債 権 取 立 益	190	
特	別 償 却 債 権 取 立 損		58
	固 定 資 産 処 分 損	15	
	減 損 損	37	
	そ の 他 の 特 別 損 失	5	
税	引 前 当 期 純 利 益		1,755
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		458
法	人 税 等 調 整 額		269
当	期 純 利 益		1,027

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

動 産 3年～20年

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費は18百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。従来、建物の減価償却については、税法限度額の160%を減価償却額とする方法で行っていましたが、平成19年度税制改正に伴い、法定耐用年数で備忘価額までの償却が可能となったことにより、税法限度額の100%を減価償却額とする方法に変更しております。この変更による貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を備忘価額まで5年間で均等償却する方法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費は35百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。

（2）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額

後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,071百万円であります。

(追加情報)

当期より、要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等について貸倒引当金の計上方法を変更しております。従来、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上してはりましたが、当期より、要注意先債権に相当する債権についての引当方法と同様の方法に変更しております。この変更は、個別債権の毀損の貸倒実績率及び引当金への過大な影響を排除し、より合理的な見積りを行うためであります。この変更により、従来の方法によった場合に比べ貸倒引当金繰入額は169百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益は同額増加しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当期末における必要額を計上しております。

(4) 睡眠預金払出損失引当金

睡眠預金払出損失引当金は、一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金(以下、睡眠預金という。)について、預金者からの払出請求に備えるため、過去の平均払出実績率に基づく将来の払出損失発生見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、睡眠預金の払出は支出時の費用として計上してはりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、過去の一定期間の平均払出実績率に基づく将来の払出損失発生見込額を見積り、睡眠預金払出損失引当金として計上する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べその他の経常費用は4百万円増加し、経常利益は同額減少となり、税引前当期純利益は過年度発生額5百万円をその他の特別損失に計上することにより9百万円減少しております。

なお、当中間期は、払出実績率の算定に必要なデータ収集ができなかったため、従来の方法によっております。当中間期において、変更後の方法によった場合、経常利益は1百万円、税引前中間純利益は7百万円少なく計上されます。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、当期より予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見込額を計上しております。

これにより、その他の経常費用は25百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 3百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は892百万円、延滞債権額は13,805百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は295百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,508百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,501百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,675百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 4,695百万円

現金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,360百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券32,847百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は44百万円及び敷金は16百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、160,776百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが139,583百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,428百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

9,215百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

502百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は940百万円であります。

15. 1株当たりの純資産額

226円63銭

16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

20百万円

17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 関係会社に対する金銭債権総額

4,130百万円

19. 関係会社に対する金銭債務総額

2,473百万円

20. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、94百万円であります。

21. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）

8.66%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	80百万円
役員取引等に係る収益総額	33百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	14百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	4百万円
役員取引等に係る費用総額	48百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	454百万円

2. 「その他の経常費用」には、債権売却損268百万円を含んでおります。

3. 1株当たり当期純利益金額 10円83銭

4. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
役員	熊谷 祐三	-	-	当行取締役	-	-	-	資金の貸付	23	貸出金	20
	熊谷 祐三	-	-	盛岡ガス㈱ 代表取締役	被所有 直接 0.11	-	-	資金の貸付	1,102	貸出金	1,202
								利息の受取他	21	-	-
	熊谷 祐三	-	-	盛岡ガス燃料㈱ 代表取締役	被所有 直接 0.10	-	-	資金の貸付	465	貸出金	467
								債務の保証	31	支払承諾見返	31
利息の受取他								11	-	-	
熊谷 祐三	-	-	盛岡ガスサービス ㈱ 代表取締役	被所有 直接 0.01	-	-	資金の貸付	65	貸出金	53	
							利息の受取他	1	-	-	
野村 弘	-	-	-	当行監査役	被所有 直接 0.02	-	-	弁護士報酬等	1	-	-

(注) 1. 取引金額のうち、資金の貸付及び債務の保証は平均残高を記載しております。

2. 当行取締役熊谷祐三については、個人並びに第三者の代表者として行った取引であり、当行監査役野村弘については、個人として行った取引であります。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

与信取引については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

また、弁護士報酬等については、当行の弁護士報酬支払基準に従って、決定しております。

(3) 子会社等

該当ありません。

(4) 兄弟会社等

該当ありません。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1,000	950	49	-	49
地方債	1,698	1,693	4	0	4
社債	1,300	1,295	4	-	4
その他	3,500	3,450	49	-	49
合計	7,498	7,389	108	0	108

(注)1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	10,043	7,814	2,228	322	2,551
債券	89,809	88,685	1,124	537	1,662
国債	39,557	38,164	1,393	159	1,552
地方債	835	827	7	-	7
社債	49,416	49,693	276	378	101
その他	22,083	20,057	2,025	18	2,044
合計	121,936	116,557	5,379	878	6,257

(注)1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当ありません。

6. 当期中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	51,818	803	80

7. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	940
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	3
その他有価証券 非上場株式等	845

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	3,429	53,669	22,638	13,885
国債	-	15,633	9,645	13,885
地方債	180	1,742	602	-
社債	3,248	36,293	12,391	-
その他	-	12,130	3,433	1,018
合計	3,429	65,800	26,072	14,904

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,346百万円
退職給付引当金	973
減価償却損金算入限度超過額	391
有価証券償却否認額	141
その他有価証券評価差額金	2,182
その他	<u>337</u>
繰延税金資産小計	7,372
評価性引当額	<u>501</u>
繰延税金資産合計	6,870
繰延税金資産の純額	<u>6,870百万円</u>

連結貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	27,852	預 金	604,465
コールローン及び買入手形	24,300	借 用 金	4,370
買 入 金 銭 債 権	0	社 債	1,200
有 価 証 券	125,859	そ の 他 負 債	4,263
貸 出 金	444,588	退 職 給 付 引 当 金	2,408
外 国 為 替	286	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	160
そ の 他 資 産	5,006	睡 眠 預 金 払 出 損 失 引 当 金	9
有 形 固 定 資 産	11,891	偶 発 損 失 引 当 金	25
建 物	1,835	販 売 促 進 引 当 金	17
土 地	5,934	利 息 返 還 損 失 引 当 金	7
建 設 仮 勘 定	97	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,281
その他の有形固定資産	4,025	支 払 承 諾	8,321
無 形 固 定 資 産	339	負 債 の 部 合 計	626,532
ソ フ ト ウ ェ ア	335	（ 純 資 産 の 部 ）	
その他の無形固定資産	3	資 本 金	8,233
繰 延 税 金 資 産	7,126	資 本 剰 余 金	6,162
支 払 承 諾 見 返	8,321	利 益 剰 余 金	8,827
貸 倒 引 当 金	5,286	自 己 株 式	53
		株 主 資 本 合 計	23,169
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,196
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,668
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,528
		少 数 株 主 持 分	2,112
		純 資 産 の 部 合 計	23,753
資 産 の 部 合 計	650,285	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	650,285

連結損益計算書 (平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		18,239
資 金 運 用 収 益	12,821	
貸 出 金 利 息	11,282	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,201	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	141	
預 け 金 利 息	190	
そ の 他 の 受 入 利 息	4	
役 務 取 引 等 収 益	2,515	
そ の 他 業 務 収 益	2,223	
そ の 他 経 常 収 益	679	
経 常 費 用		16,564
資 金 調 達 費 用	1,876	
預 金 利 息	1,738	
借 用 金 利 息	62	
社 債 利 息	23	
そ の 他 の 支 払 利 息	52	
役 務 取 引 等 費 用	1,036	
そ の 他 業 務 費 用	1,825	
営 業 経 費	9,573	
そ の 他 経 常 費 用	2,252	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,087	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,164	
経 常 利 益		1,674
特 別 利 益		190
償 却 債 権 取 立 益	190	
特 別 損 失		59
固 定 資 産 処 分 損	15	
減 損 損 失	37	
そ の 他 の 特 別 損 失	5	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,806
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		546
法 人 税 等 調 整 額		240
少 数 株 主 損 失		11
当 期 純 利 益		1,031

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5 社
会社名

東北ビジネスサービス株式会社
株式会社東北ジェーシーピーカード
東北保証サービス株式会社
とうぎん総合リース株式会社
東北銀ソフトウェアサービス株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3 月末日 5 社

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

動 産 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方によった場合に比べ営業経費は23百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。当行は従来、建物の減価償却については、税法限度額の160%を減価償却額とする方法で行っていましたが、平成19年度税制改正に伴い、法定耐用年数で備忘価額までの償却が可能となったことにより、税法限度額の100%を減価償却額とする方法に変更しております。この変更による連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を備忘価額まで5年間で均等償却する方法に変更しております。この変更により、従来の方によった場合に比べ営業経費は78百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,071百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(追加情報)

当連結会計年度より、当行の要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等について貸倒引当金の計上方法を変更しております。従来、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しておりましたが、当連結会計年度より、要注意先債権に相当する債権についての引当方法と同様の方法に変更しております。この変更は、個別債権の毀損の貸倒実績率及び引当金への過大な影響を排除し、より合理的な見積りを行うためであります。この変更により、従来の方法によった場合に比べ貸倒引当金繰入額は169百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額増加しております。

6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末における必要額を計上しております。

8. 睡眠預金払出損失引当金

当行の睡眠預金払出損失引当金は、一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金(以下、睡眠預金という。)について、預金者からの払出請求に備えるため、過去の平均払出実績率に基づく将来の払出損失発生見込額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

(会計方針の変更)

従来、睡眠預金の払出は支出時の費用として計上しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、過去の一定期間の平均払出実績率に基づく将来の払出損失発生見込額を見積り、睡眠預金払出損失引当金として計上する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べその他の経常費用は4百万円増加し、経常利益は同額減少となり、税金等調整前当期純利益は過年度発生額5百万円をその他の特別損失に計上することにより9百万円減少しております。

なお、当中間連結会計期間は、払出実績率の算定に必要なデータ収集ができなかったため、従来の方法によっております。当中間連結会計期間において、変更後の方法によった場合、経常利益は1百万円、税金等調整前中間利益は7百万円少なく計上されます。

9. 偶発損失引当金

当行の偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、当連結会計年度より予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

これにより、その他の経常費用は25百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

10. 販売促進引当金

販売促進引当金は、連結される子法人等が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日)に基づき返還見込額を合理的に見積り、当該見積返還額を利息返還損失引当金に計上しております。この変更により、その他の経常費用は7百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

13. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,016百万円、延滞債権額は14,278百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は376百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,508百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,180百万円あります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,675百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 4,695百万円
現金 6百万円
担保資産に対応する債務
預金 3,360百万円
上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券32,847百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は44百万円及び敷金は19百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、179,544百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが158,351百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,428百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 17,945百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は940百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 228円11銭

15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 20百万円

16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	3,149百万円
年金資産（時価）	750
<hr/>	
未積立退職給付債務	2,398
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	9
未認識過去勤務債務（債務の減額）	-
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	2,408
前払年金費用	-
退職給付引当金	2,408

18. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.37%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却707百万円及び債権売却損273百万円を含んでおります。

2. 1株当たり当期純利益金額 10円86銭

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1,000	950	49	-	49
地方債	1,698	1,693	4	0	4
社債	1,300	1,295	4	-	4
その他	3,500	3,450	49	-	49
合計	7,498	7,389	108	0	108

(注)1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	10,044	7,815	2,228	322	2,551
債券	89,809	88,685	1,124	537	1,662
国債	39,557	38,164	1,393	159	1,552
地方債	835	827	7	-	7
社債	49,416	49,693	276	378	101
その他	22,083	20,057	2,025	18	2,044
合計	121,937	116,558	5,378	879	6,257

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	51,818	803	80

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	940
その他有価証券 非上場株式等	863

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,429	53,669	22,638	13,885
国債	-	15,633	9,645	13,885
地方債	180	1,742	602	-
社債	3,248	36,293	12,391	-
その他	-	12,130	3,433	1,018
合計	3,429	65,800	26,072	14,904